

蒲郡まつり 7月27日(土)・28日(日)

市民会館 出店・出演者募集

●飲食・物販ブース出店者

祭りを楽しいグッズやおいしいフードで盛り上げてください！



【共通事項】

申し込み

6月14日(金)までに直接、郵送、QRコードで、出店申込書・出演申込書(観光まちづくり課、市ホームページにあります)を観光まちづくり課(〒443-8601)へ。



28日

ゆかたの着付け

男性、外国人の方も大歓迎！

とき	午後1時30分～4時
金額	500円
持ち物	ゆかた一式

ゆかた誰でもファッションショー

とき	午後5時～(受付：午後1時30分～4時30分)
ところ	市民会館高床広場
定員	個人・ペア・グループ 各40人
その他	男性は着平可

★花火観覧券など景品あり！参加賞もあります。

【共通事項】

申し込み

7月26日(金)までに、電話で着付専科「はな」伊藤わかよ(☎69-9085)へ。

観光まちづくり課 ☎66-1120



非自発的失業者に対する 国民健康保険税軽減

保険年金課 ☎66-1172

倒産や解雇などで離職した65歳未満の方(非自発的失業者)の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、離職者本人の給与所得を3割に減額して算定します。

対象 離職時に65歳未満の方で、特定受給資格者または特定理由離職者に該当する方
※雇用保険受給資格者証の離職理由番号11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34

申し込み 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を持って、直接保険年金課へ。

保険税(料)の所得の申告を しましょう

保険年金課 国保 ☎66-1172
後期 ☎66-1102

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減・減免を受けるには、所得の申告が必要です。収入がなかった、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けているなど、所得税の申告が必要ない方でも、所得の申告をお願いします。ただし、税金上の扶養親族となっている場合は申告の必要はありません。

申告期限

●国民健康保険税

6月21日(金)

●後期高齢者医療保険料

6月10日(木)

※未申告の方には6・7月に電話で連絡します。

その他

⑦医療費受給者証の更新

保険年金課 ☎66-1102

7月31日が期限の次の受給者証の更新が必要です。

⑧心身障害者医療費受給者証

⑨後期高齢者福祉医療費受給者証

(ひとり暮らし、ねたきりで認定を受けている方)

6月下旬に通知しますので、手続きをしてください。

8月からは必ず新しい受給者証を病院に提示ください。